平成２３年（フ）第８５８８号
大阪府東大阪市豊浦町３番29―114号
債務者　上坂　晃一
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　英伸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５９２号
大阪市生野区巽南５丁目14番27―611号
債務者　春名　玲子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉平　大充
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６００号
大阪府枚方市西船橋２丁目47番11号
債務者　守山　元日
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　直久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２号
京都府京丹後市弥栄町黒部2516番地
債務者　地上　拓哉
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　平一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第２７３号
三重県四日市市桜台本町113番地　コージィーコート101号
債務者　杉中　　智
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石脇　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第５００号
埼玉県越谷市蒲生茜町29番地９　クリーンウッド105号
債務者　藤田　甲次
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小木　　出
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月20日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６９６号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字宮前181番地４
債務者　遠藤　　実
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤田　博志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７９２号
静岡県島田市岸町831番地　オークメント102号室
債務者　渡邉　智博
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨山喜久雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月９日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３２６号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏765番地
債務者　児玉　紀元
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山岸　重幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５８６号
和歌山市宇須２丁目３番９―102号
債務者　脇坂　紘行
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾野　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月23日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５３６号
金沢市玉川町10番20号、従前の住所金沢市高尾台２丁目343番地
債務者　林　　裕史
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　智美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３４３２号
神奈川県平塚市城所486番地の１　浅沼倉庫内
債務者　山本　政治
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４３５号
横浜市旭区上白根町891番地　西ひかりが丘団地16街区８棟201号
債務者　赤間　秀夫
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小村　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第７０２号
埼玉県三郷市早稲田７丁目７番地２号棟102号
債務者　池田　友司
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３８５号
千葉県八街市八街は15番地189
債務者　伊藤　　豊
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３９０号
千葉県佐倉市大蛇町808番地４
債務者　田邊ゆき子
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３９７号
千葉県四街道市栗山292番地３
債務者　甲斐雄一郎
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部